



精神科看護管理ニュース

Vol. **52**

発行 日本精神科看護協会

2020/03/25

1 第1回「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」が 開催されました

3月18日に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」が開催され、日本精神科看護協会より吉川会長が構成員として参加しました。本検討会は、平成29年2月に厚生労働省がとりまとめた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において示された、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の理念に基づいています。このシステムの構築にあたり、保健、医療、福祉関係者による重層的な連携支援体制構築の更なる促進を目的として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」が開催されることになりました。

第1回目となった3月18日の検討会では、事務局の精神・障害保健課からこれまでの取組と今後の国の基本指針について説明が行われました。その後、事務局等が示した、本検討会における議論の進め方および想定される主な検討事項について議論が行われ、構成員から多くの意見が出されました。事務局が示した想定される主な検討事項として挙げられたのは、以下の4点です。

- ① 地域住民への普及啓発や、孤立させない取組（地域共生社会の相談窓口等）、基幹相談支援センターの役割、精神保健福祉センターと保健所の役割、基盤整備に係る地域差など、地域保健について
 - ② 資源の見える化、住まいの必要量とその確保、長期入院の予防など、地域で支える体制について
 - ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける精神科医療機関の役割、当事者や家族のかかわり、入退院時の連携体制など、地域精神医療について
 - ④ 国、都道府県・政令指定都市、市町村の役割、人材育成など、保健、医療、福祉の連携支援体制について
- 吉川会長からは、国が示してきた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、病院の看護者からは従来の精神保健医療福祉施策との違いがよくわからないという声が多いこと、入院患者を起点とした地域移行支援の仕組みから、地域生活者を起点とした地域づくりの視点を強化し、関係者だけで完結しない仕組みづくりが重要であると意見を述べました。

本検討会は令和3年3月を目途に意見のとりまとめを行う予定です。

2 理事会声明文を出しました

令和2年3月4日、兵庫県内の精神科病院に勤務する看護師等6名が、統合失調症や認知症の入院患者を虐待したとして、兵庫県警に逮捕されたことが報じられました。この報道を受け、日本精神科看護協会は3月19日付で理事会声明文を公表しました。

詳しくは協会ホームページをご覧ください。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/1